

みやぎ教育の日を定める条例

(趣旨)

第一条 教育に対する県民の意識を高め、家庭、地域社会及び学校が連携して本県教育の充実と発展を図るとともに、明日の宮城を担う子どもたちをはぐくむため、みやぎ教育の日を設ける。

(みやぎ教育の日)

第二条 みやぎ教育の日は、十一月一日とする。

(みやぎ教育月間)

第三条 みやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年十一月をみやぎ教育月間とする。

(県の取組)

第四条 県は、みやぎ教育の日の趣旨を広く普及するための取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を行うに当たっては、市町村その他の団体との連携に努めるものとする。

3 県は、市町村その他の団体が行うみやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組について、広く県民に参加を呼びかけるなど、必要な協力を行うものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、みやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。